前橋市ライフジャケット貸出要領

前橋市教育委員会学校教育課

1　目的

前橋市内の各園・学校及び団体が、プールや湖などでの活動を実施する際、参加する子どもたちが安全に活動できるよう、また、プール等においてライフジャケット着用の重要性を教える安全教室等で使用できるよう、前橋市教育委員会が所有する子供用ライフジャケット（以下「ライフジャケット」という。）の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

2　貸出機関

貸出機関は、前橋市教育委員会とする。

物品の貸出・返却事務については、前橋市教育委員会学校教育課が行う。

（電話 027-898-5864）

3　貸出用ライフジャケット

貸出用のライフジャケットは、下表のとおりとする。

№	貸出物品	貸出数	貸出条件（対象者）
1	ライフジャケットLサイズ（青）	30	身長目安:125～155cm 胸囲目安:61～79cm

4　ライフジャケット貸出・返却場所（保管場所）

しんしん大渡温水プール

〒371-0854　前橋市大渡町二丁目3番地１１　　電話 027-253-7811

５　貸出対象及び使用目的

(1) 貸出対象

ア　前橋市立幼稚園、小学校及び中学校、特別支援学校

イ　幼児、児童、生徒を引率・監督する前橋市内の団体

(2) 使用目的

使用目的として、次のいずれかに該当すること。

ア　幼児、児童、生徒に対し、県内のプールや湖、海、川などでライフジャケットを着用し、安全に活動をするため。

イ　幼児、児童、生徒に対し、プール等においてライフジャケット着用の重要性を教える安全教室などで使用するため。*（ただし、市内で実施する場合に限る。）*

６　貸出方法等

(1) ライフジャケットの貸出を希望する者（以下「貸出希望者」という。）は、実際にライフジャケットの受取を希望する1週間前までに、前橋市教育委員会学校教育課へ電話で貸し出しの仮予約を行う。仮予約受付後、貸出申請書（様式1）を前橋市教育委員会学校教育課HPよりダウンロードし、記載の上、貸出機関に提出するものとする。

(2) 貸出機関は、前項による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、貸出希望者に対してライフジャケットを貸し出すものとする。

なお、同一時期に複数の申込みがあった場合は、先着順とする。

ア　ライフジャケットの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。

イ　法令又は公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。

ウ　特定の個人、政党、宗教団体等を支援または公認しているような誤解を与え、

または与える活動に使用するおそれのあるとき。

エ　ライフジャケットを営利目的で使用するおそれのあるとき。

オ　その他、貸出機関が物品の貸出について不適当であると認めるとき

(3) 貸出を受ける者（以下「借受者」という。）は、貸出場所からライフジャケットを直接受け取ることを原則とする。また、使用後は責任をもって速やかに貸出機関へ返却するものとする。貸出及び返却は、しんしん温水プールに連絡後、日程を調整してから行うこと。

(4) 貸出機関は借受者に対して申請書の写しを渡し、使用マニュアルの説明を行うものとする。

(5) 貸出に伴う搬出及び搬入は、借受者が行うものとする。

7　貸出期間

貸出期間は、原則として1週間以内とする。

ただし、連続の日程で使用する場合は、別途相談。

8　貸出料

貸出料は、無料とする。

9　損害賠償

　　借受者の故意又は不注意等によりライフジャケットを破損・汚損した場合は、借受者　　は修繕費用等を負担するものとする。

10　貸出機関等の責任

　　ライフジャケットの使用により借受者が受けた被害、または借受者が第三者に与えた　　損害に対して、貸出機関は一切その責任を負わない。

11　その他

(1) 借受者は、ライフジャケットの使用について、別添の「ライフジャケット使用に関する留意事項」により取り扱わなければならない。

(2) 小学校水泳授業において活用する時期には、貸出を制限する場合がある。

(3) その他の事項については、貸出機関と協議すること。

12 施行期間

　この要領は、令和8年10月28日から施行する。

【別添】ライフジャケット使用に関する留意事項

１　借受者は、ライフジャケットを使用する際は正しく装着するとともに、

　　活動中の安全管理に十分な配慮を行うこと。

２　ライフジャケットの使用により借受者が受けた被害、または借受者が

　第三者に与えた損害に対して、貸出機関は一切その責任を負わない。

３　使用中にライフジャケットが破損した場合は、その使用を取りやめ、速

　　やかに貸出機関あて報告を行うこと。ライフジャケットの破損、紛失等

　　については、借受者がその責任を負うこと。

４　活動終了後は以下の作業を行うこと。

　(1) ライフジャケットを洗浄して汚れを落とし、十分に乾燥させること。(2) ライフ

　ジャケットの数や異常の有無を確認した上で返却を行うこと。

５　借受者は、第三者に転貸してはいけない。